

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免・徴収猶予について

1 国民健康保険料の減免について

国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法の規定に基づき、市区町村はその判断により国民健康保険料を減免できるとされている。

そのため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定）において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険料、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、本市においても、条例改正により、国民健康保険料の減免を行うこととする。

（1）財政措置

国民健康保険に加入している被保険者の属する世帯に係る保険料について、市が条例に基づいて行った減免措置は、国の財政支援の対象となる。

（2）減免の基準

①減免の対象となる世帯及び減免額

保険料の減免額は、次のⅠ又はⅡのいずれかに該当するに至った世帯について、それぞれの基準により算定した額とする。なお、いずれの基準にも該当する場合には、減免額の大きいものを適用する。

- Ⅰ 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 全部
- Ⅱ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する世帯

【要件】

- i 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 3/10 以上であること
- ii 前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること
- iii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること

【減免額の算定】

【表 1】で算定した対象保険料額に、【表 2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 $((A \times B / C) \times (d))$

【減免額の計算式】

$$\text{対象保険料額} \times \text{減免又は免除の割合} = \text{保険料減免額}$$
$$(A \times B / C)$$

【表 1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 対象世帯の被保険者全員について査定した保険料額
B : 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額)
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及びその世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300 万円以下であるとき	全部
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
1000 万円以下であるとき	10 分の 2

②減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限が設定されているものとする。

2 国民健康保険料の徴収猶予について

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(案)」を踏まえ、条例改正により、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少(前年同期比概ね 20%以上)した被保険者を対象に、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する保険料について、延滞金なしで 1 年間徴収を猶予できる特例を設ける。

<保険料の減免イメージ>

(事例)

- | | | |
|----------------------------------|---|--------|
| ○世帯主 (50 歳) 令和元年中の事業所得 300 万円 | } | 国保被保険者 |
| ○妻 (45 歳) 令和元年中の営業所得 100 万円 | | |
| ・ 感染症の影響により夫の事業収入が前年比で 3/10 以上減少 | | |
| ・ 令和元年度と 2 年度の保険料賦課あり | | |

【保険料額の減免】

○令和元年度と 2 年度の保険料額 それぞれ 396,000 円 (A)

○対象保険料額 297,000 円 (B) = (A) × 300 万円 ÷ 400 万円



保険料額に、減少が見込まれる事業収入に係る前年の所得額が前年の世帯全員の合計所得金額に占める割合を乗じる。

○減免額 = (B) × 8/10 = 237,600 円 (C)

- | |
|---|
| ・ (A) - (C) = <u>158,400 円</u> 【減額後の保険料額】 |
| ・ 令和元年度分は、2 月分以降の未納があれば、減額対象となる。 |